

幼児教育・保育無償化についてのご案内

平成27年4月2日から30年4月1日の間に生まれ、**保育が必要であることを認定され、保育所等（※）を利用していない**お子様を対象に、利用料を無償化します。

利用料の無償化

◆利用料のうち**月額37,000円（上限）まで**が無償化の対象となります。（これを超える額については、ご負担いただきます。）

◆認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターのうち、複数を利用する場合には、月額37,000円を上限として、利用料の合計額が無償化の対象となります。

◆通園送迎費（ファミリーサポートセンターにおける送迎のみの利用料含む）、食料費、行事費など、保育以外に係る実費徴収分については、無償化の対象となりませんので、引き続きご負担いただきます。

※は、認可保育所、一定基準（平日8時間、年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園

必要な手続き

◆**事前に八戸市から認定（新2号）を受ける必要があります。**
（認定を受けた期間内の利用料が無償化されます。）

◆利用する施設で**施設等利用給付認定申請書 兼 現況届**を配付しますので、期限までにこども未来課に提出してください。

◆既に、2号（3号）認定を受けているお子様については、改めて申請する必要はありません。（認定期間切れの場合を除く。）

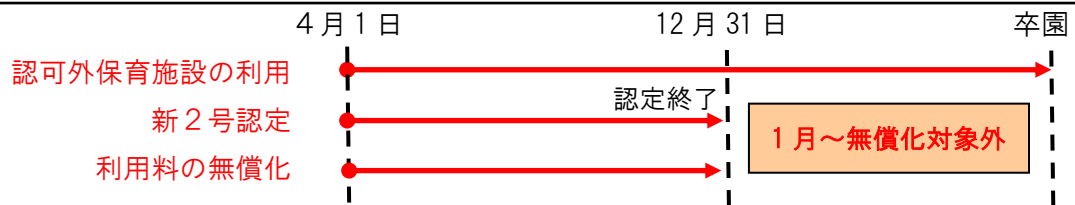
◆**保育を必要とする理由について確認が必要となります。**
申請の際には、理由について確認できる書類（就労証明書など）を添付する必要があります。

◆認定後、世帯の状況に変更が生じ、**保育を必要とする理由がなくなった場合には、認定終了となり、それ以降の利用料は無償化の対象外となります。**（裏面の（例）をご参照ください。）

申請書の提出期間

- 4月に利用開始するお子様
…令和3年2月26日（金）まで
- 5月以降に利用開始するお子様…開始月の前月の20日まで
- 保育を必要とする理由に変更（終了含む）がある場合
…変更が生じる月の前月の25日まで
利用前に余裕を持った手続きをお願いします。

(例) 認可外保育施設を利用する方が、12月末で保育を必要とする理由がなくなった場合の、無償化の取扱い



保育を必要とする理由がなくなって以降も施設の利用はできますが、利用料は無償化対象外となります。

どのように無償化されるか

(利用料の支払方法等について、利用する施設に必ずご確認ください。ここでは「償還払い」の場合の請求方法をお示します。)

- ◆各施設で定める利用料を、施設に一度納入してください。
- ◆利用する施設で「施設等利用費請求書」(保護者様から市への請求用)を配付しますので、四半期ごと(4～6月、7～9月、10～12月、1月～3月)の利用料をまとめる形で必要事項を記入してください。
- ◆複数のサービスを利用した場合は、1枚の請求書にまとめて記入してください。(請求額の上限は月額37,000円となります。)
- ◆記入後の請求書に、施設が発行する領収証と提供証明書を添えてこども未来課に提出してください。(郵送可)
- ◆無償化の上限額の範囲内で、利用料をお返しします。

市民税非課税世帯に限り、平成30年4月2日以降に生まれ、保育が必要であることを認定され、保育所等(※)を利用していないお子様も無償化対象とします。

利用料の無償化

- ◆利用料のうち「月額42,000円(上限)まで」が無償化の対象となります。(これを超える額については、ご負担いただきます。)
- ◆認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターのうち、複数を利用する場合には、月額42,000円を上限として、利用料の合計額が無償化の対象となります。
- ◆通園送迎費(ファミリーサポートセンターにおける送迎のみの利用料含む)、食料料費、行事費など、保育以外に係る実費徴収分については、無償化の対象となりませんので、引き続きご負担いただきます。

※は、認可保育所、一定基準(平日8時間、年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園

- ▶ 「必要なお手続き」、「どのように無償化されるか」については、月額37,000円上限の無償化と同様です。(認定区分は「新3号」となります。)
- ▶ 上記の対象者のうち、平成30年4月2日から平成31年4月1日の間に生まれたお子様は、令和4年4月以降、無償化の上限が月額37,000円に変更となります。

問合せ先

八戸市 福祉部 こども未来課(市庁別館2階) 企画育成グループ
電話: 0178-43-9094 メール: kodomo@city.hachinohe.aomori.jp